

特定外来生物をはじめとする外来生物の取扱い に関する普及啓発の考え方について（案）

専門家会合における特定外来生物、要注意外来生物等の検討結果を踏まえ、
1．特定外来生物等の取扱い、2．要注意外来生物の取扱い、3．生物群や利用形態に共通して配慮すべき事項等について、積極的に普及啓発を進めることとする。

1．特定外来生物

特定外来生物として指定された外来生物については、外来生物法に基づき適正に取り扱う必要があるため、特定外来生物の輸入、販売、飼養、保管等を行う様々な関係者に対し、外来生物法の趣旨を徹底し、逸出防止措置や飼養等に係る申請手続等、具体的な規制の内容について理解を得る必要がある。

特に、法律の規制等に関して比較的情報を得にくい立場にある愛玩目的の飼養者に対する効果的な普及啓発は重要である。このため、業界団体や地方公共団体の協力も得ながら、ペット販売店や飼育専門誌を通じた情報提供・普及啓発に努めるなど、飼養者の目にふれやすい方法で行うことに配慮しつつ、積極的に普及啓発をすすめる。

2．要注意外来生物

要注意外来生物については、引き続き、科学的知見の集積、利用に関する実態把握等を進めつつ、適正な利用に向けた関係者への普及啓発等を行う必要がある。

なお、被害に係る知見の充実度、利用実態の把握状況及び周知すべき注意の内容や対象者は、要注意外来生物ごとに大きく異なることから、リストの公表に当たっては、すべての要注意外来生物について、被害の実態、利用に係る情報、注意すべき事項を含む種別の情報票を作成し、ホームページ等を通じて広く周知することとする。

3．生物群や利用形態に共通して配慮すべき事項

専門家会合における検討の結果を踏まえて、特定外来生物や要注意外来生物等に限らず、特定の生物群や利用の形態に共通して一定の配慮が必要な事項については、環境省インターネットホームページや関係事業者団体等を通じた配慮の要請を積極的に行うことにより、多様な関係者がそれぞれに具体的に何をなすべきかについての普及啓発を推進する。（別紙の例を参照）

(別紙)

生物群や利用形態に共通して配慮すべき事項の例

1. ペットとして外来生物を飼育する全ての方に

ペットとして外来生物を飼育する際には、入手する前に、飼育に要する費用、その生物の寿命、繁殖能力、成長したときのサイズや性質の変化等を理解し、万全な逸出防止の措置をとって最後まで責任を持って飼育しなければなりません。また、万一飼育できなくなった場合には、自らの責任を持って殺処分を行わなければならないことがあることも事前に考慮すべきです。特に、寿命の長いカメ類、容易に繁殖する生物、大型になる生物等を飼育する場合は、飼育をする方の責任も大きくなります。大量に輸入されているペット甲虫などについても、野外に逸出した際の影響が不明確なものも含め、逃がしたり、捨てたりすることが絶対にないようにすべきです。

2. 爬虫類を飼う方に

3. 観賞魚を飼育する方に

観賞魚の中には、大型になるもの、容易に繁殖する物などがいることに留意し、適正なサイズや数の飼育施設等を責任を持って用意できる方が飼育すべきです。

特に、沖縄や小笠原など、温暖な気候の地域で熱帯魚を野外に放せば定着する可能性が高いため、絶対にしてはならないことです。また、観賞魚の中には冷温帯域で定着可能なものも少なくないため、万が一飼育が困難になった場合も、絶対に野外に放さないようにしてください。

4. 外来生物を利用して業を営む方に

外来生物は、時には有用な生物資源として私たちの生活を支えています。しかし、これらの外来生物も容易に野外に逸出することは、資源としての利用価値を損ねるだけでなく、同種の生物を多数飼育している場合等は、特に定着する可能性が高くなり、生態系等に対して様々な悪影響を及ぼすおそれがあることに十分留意することが必要です。

このため、外来生物の利用に当たっては、その生物について資源としての特性だけでなく、生態系に及ぼす影響など様々な性質を十分に理解するとともに、逸出により在来の生物や農林水産業などに悪影響を及ぼすようなことのないよう十分な配慮が必要になります。

また、繁殖し、定着する可能性のある外来生物が、万一野外に逸出した場合には、利用者の責任で回収等を行うことが望まれますが、この場合できるだけ早期に対応することが、外来種による影響を最小化するだけでなく、回収に係る労力を最低限に抑える意味でも効果的です。また、代替的な生物の利用が可能である場合、野外に定着する可能性の低い生物や被害を及ぼすおそれの低い生物を選択することがとても重要です。

５．餌として生きた動物を利用する方に

６．ペット販売店の方に

ペット・観賞用として生物を販売する方は、それらの生物についての十分な知識を持つだけでなく、これらの購入を希望する人に対して、飼育に要する費用、その生物の寿命、繁殖能力、成長したときのサイズや性質の変化等を十分に説明し、飼育が可能と思われる方のみに販売するようにすべきです。特に、大型になるもの、長寿のもの、容易に繁殖するもの等については、飼育者の有する飼育環境や知識を十分に踏まえて適切な助言を行うことが望まれます。また、野外に定着するおそれの少ない生物、生態系への影響の小さい生物等、影響の少ない生物を中心に取扱うことを検討するなど、外来生物を数多く取り扱う仕事であることを踏まえた十分な配慮が必要です。

７．動植物を輸入する方に

動植物の輸入に当たっては、これまでも飼料作物への雑草種子の混入や養殖・蓄養用の水産種苗に他の外来生物が混入・付着して国内に侵入・定着して生態系や農業、水産業に被害をもたらすこと等が指摘されています。混入を完全に防ぐのは困難ですが、多くの混入生物が直接農業や水産業に被害をもたらすことがあることに留意し、混入リスクの少ない輸入や利用の方法、輸入先の検討、品質管理の手法等について検討をすすめていくことが重要です。